

## 中小企業金融円滑化法終了を踏まえた取組を実施します！

### 金融機関等への協力要請

### 特別相談窓口の設置

中小企業金融円滑化法は本年3月末に期限が到来し終了することとなっていますが、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

横浜市では、中小企業が着実に経営改善や経営強化を進めていかれるよう、この度、金融機関及び経営革新等支援機関に対する協力要請や、特別相談窓口の設置を行い、中小企業金融円滑化法終了を踏まえた取組の強化を実施します。

#### 1 金融機関への要請（制度融資取扱金融機関 29 行）

中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、経営の改善や強化に取り組む中小企業に対するコンサルティング機能の一層の発揮や返済条件の変更、積極的な融資への対応等について、本市制度融資取扱金融機関あてに、本日（平成 25 年 1 月 25 日）付で、**文書による協力要請を実施します。**

#### 2 経営革新等支援機関への要請（金融機関を除く市内 101 機関）

中小企業の経営改善や経営強化に向けて専門性の高い支援を行う機関として国から認定された市内の「経営革新等支援機関」に対しても、**文書による協力要請を実施します。**

#### 3 特別相談窓口の設置（2月1日（金）～4月30日（火））

経済局金融課、横浜企業経営支援財団（IDEC）、横浜市信用保証協会に、中小企業金融円滑化法終了に対応する**特別相談窓口を設置します。**なお、**毎週火曜日は午後 7 時まで受付時間の延長**を行い、中小企業の相談に対応します。

##### ○ 資金繰り・経営安定に関する相談【横浜市経済局金融課相談認定係】

受付時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分、**火曜日は午後 7 時まで延長**  
（横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7 階）  
電話：045-662-6631 ファックス：045-651-3518

##### ○ 経営改善・強化に関する相談【横浜企業経営支援財団（IDEC）】

受付時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分、**火曜日は午後 7 時まで延長**  
（横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7 階）  
電話：045-225-3711 ファックス：045-225-3738

##### ○ 信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】

受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時 20 分、**火曜日は午後 7 時まで延長**

- ・本所（中区山下町 22 山下町 SSK ビル 10F） 電話：045-662-6623
- ・北部支所（港北区新横浜 3-9-18 新横浜 TECH ビル B 館 6F） 電話：045-470-5600
- ・西部支所（西区北幸 1-4-1 天理ビル 21F） 電話：045-319-5335
- ・南部支所（港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 22F） 電話：045-844-6621

#### お問い合わせ先

横浜市経済局金融課長 佐々田 賢一 TEL 045-671-2586

横浜市経済局経営・創業支援課長 今富 雄一郎 TEL 045-671-2575

公益財団法人横浜企業経営支援財団経営支援部長 長谷部 亮 TEL 045-225-3733

横浜市信用保証協会営業統括課長 小磯 公志 TEL 045-662-6623